

令和3年4月 四万十市農業委員会総会 議事録

1 日 時 令和3年4月7日(水) 午後2時30分～午後3時20分

2 場 所 四万十市役所 6階 議員協議会室

3 出席委員

(1) 農業委員 14名

番号	氏名	番号	氏名
3	井上 靖好	12	土居 忠栄
5	安藤 久徳	13	清水 優志
6	谷崎 容子	14	新玉 年一
8	弘田 美和	15	正木 卓夫
9	山本 官	16	岡崎 誠
10	芝 順子	17	尾崎 征洋
11	伊勢脇精藏	18	福留 宣彦

(2) 農地利用最適化推進委員 7名

番号	氏名	番号	氏名
1	東 正世	5	宮地 秀之
2	武井 健治	6	山口 昇彦
3	小野 芳夫	8	竹村 光一
4	濱田 正史		

4 欠席委員

(1) 農業委員 5名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	篠田 新生	2	桑原 宏文	4	加用 雅啓
7	遠地 美千代	19	畠中 温喜		

(2) 農地利用最適化推進委員 1名

番号	氏名
7	田邊 次男

5 事務局職員出席者

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	小谷 哲司	係長	柴 秀樹
事務局長補佐	吉田 貴浩	主幹	宮川 昭人
事務局長補佐 (西土佐地域担当)	渡辺 昌彦	主事	岡本 ほのか

6 議 案

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について（1番～6番）

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について（1番～4番）

第3号議案 非農地証明書の交付について（1番～2番）

第4号議案 農用地利用集積計画（案）について（1番～3番）

第5号議案 農用地利用配分計画（案）について（1番～3番）

報告事項

その他

7 連絡事項

◆議長（福留会長）

只今から令和3年4月「四万十市農業委員会総会」を開会いたします。

まず事務局より諸般の報告をお願いします。

○ 事務局

それでは諸般の報告をさせていただきます。

欠席の届出がございます。議席番号1番 篠田 新生 委員、議席番号2番 桑原 宏文 委員、議席番号4番 加用 雅啓 委員、議席番号7番 遠地 美千代 委員、議席番号19番 畠中 温喜 委員の5名であります。従いまして、本日の出席委員数は、19名中14名の出席となり、「農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定」により、在任委員の過半数に達しておりますので、会議は成立しております。

なお、推進委員は、田邊 次男 委員より欠席の届出がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

◆議長（福留会長）

続きまして、会議規則の規定に基づき、議事録署名委員は、議席番号3番 井上 靖好 委員、議席番号5番 安藤 久徳 委員にお願いします。

それでは、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第1号議案 農地法第3条の規定による申請について説明いたします。議案書は2ページになります。

番号1。土地の表示は、大字川登以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は、農作業暦45年の69歳の兼業農家で、農作業への従事日数は年間250日となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。農機具につきましては、トラクター、コンバイン、田植え機を所有しているとのことです。申請地は自宅から約1キロメートルの距離となっております。耕作面積は32aとなりますので、本市の下限面積である30aを上回っております。また、申請地は埋め立てを行う予定であり、埋め立て完了後は譲受人が耕作していくということです。

以上、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当いたしません。

続きまして番号2。土地の表示は、大字 江ノ村 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は、農作業暦70年の90歳の専業農家で、農作業への従事日数は年間300日となっております。労働力は、譲受人と、農作業暦50年の妻の二人となっております。農機具につきましては、トラクター、コンバイン、田植え機を所有しているとのことです。申請地は自宅から約2キロメートルの距離となっております。耕作面積は328aとなりますので、本市の下限面積である30aを上回っております。また、申請地はこれまでの状況と変わりなく譲受人が耕作していくということですので今まで通り周辺の農地に与える影響などはないと思われます。

以上、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当いたしません。

続きまして番号3と番号4につきましては、譲受人が同じですのでまとめて説明させていただきます。土地の表示は、大字 川登 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は、農作業暦50年の68歳の兼業農家で、農作業への従事日数は年間250日となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。農機具につきましては、トラクター、コンバイン、田植え機を所有しているとのことです。申請地は自宅から約3キロメートルの距離となっております。耕作面積は117aとなりますので、本市の下限面積である30aを上回っております。また、申請地を含む周辺一帯は現在、埋め立てを行っており、埋め立て完了後は譲受人が一体利用して耕作していくということです。

以上、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当いたしません。

続きまして番号5。土地の表示は、大字 双海 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は、農作業暦35年の55歳の兼業農家で、農作業への従事日数は年間150日となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。農機具につきましては、トラクター、コンバイン、田植え機、トラックを所有しているとのことです。申請地は自宅から約10分の距離となっております。耕作面積は49aとなりますので、本市の下限面積である30aを上回っております。また、申請地はこれまでの状況と変わりなく譲受人が耕作していくということですので今まで通り周辺の農地に与える影響などはないと思われます。

以上、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当いたしません。

続きまして番号6。土地の表示は、大字 間 以下議案書記載のとおりです。申請理由は売買で、申請者についても議案書記載のとおりです。譲受人は、農作業暦35年の66歳の専業農家で、農作業への従事日数は年間250日となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。農機具につきましては、トラクター、管理機を所有しているとのことです。申請地は自宅から約5分の距離となっております。耕作面積は39aとなりますので、本市の下限面積である30aを上回っております。また、申請地取得後は埋め立てを行い、譲受人が耕作していくということですが、隣地の農地は譲受人所有の農地で、既に埋め立てを開始しており、申請地と一体利用する予定のため、周辺の農地に与える影響などはないと思われます。

以上、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当いたしません。以上です。

◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員さんのご意見をお伺いします。

「1番・3番・4番の関係委員さん」お願いします。

◇議席番号8番 弘田委員（大川筋地区担当）

8番、大川筋の弘田です。1・3・4番について報告いたします。

まず1番ですが、譲受人は兼業農家ですけれど、川登の扱い手の水稻農家です。ここは埋め立て予定地の一部で、ブシュカンを植えた場所もありますが、仮植えにして埋め立て後、戻して植えて残りも部分もブシュカン畑にする予定だそうです。谷と山に囲まれたところですので、周囲にも何も問題はありません。

次に3・4番ですが、これは前回の申請と同じところで、埋め立て完了後、ブシュカンを植える予定です。譲渡人の相続登記の関係で申請がずれて行われているそうです。以上です。

◆議長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇武井委員（大川筋・後川地区担当）

格別ございませんが、3月27日に弘田委員さんと一緒に現地確認をしました。

これ（3・4番）は先々月に引き続きの現地確認ということになります。ということで、別段問題はございません。以上です。

◆議長（福留会長）

「2番・6番の関係委員さん」お願いします。

◇議席番号13番 清水委員（中筋・東中筋地区担当）

13番、東中筋・中筋地区担当の清水です。2番・6番ですが、先ほどの事務局の発表のとおりです。

3月26日、譲受人と会い、聞き取り調査をしました。申請地の状況ですが、耕作している農地でした。譲受人が既に所有している農地についても効率的に耕作していると思われ今回取得しようとする農地についても効率的に利用して耕作を行うと認められます。下限面積、また周辺地域との関係も影響ありません。

6番ですが、今回形状変更が出ているところの横になります。埋め立ててブシュカンを植えるということでございました。以上です。

◆議長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇濱田委員（中筋・東中筋地区担当）

ありません。

◆議長（福留会長）

「5番の関係委員さん」お願いします。

畠中委員さんは欠席ということでございますが問題ないという連絡が入っているようでございます。

続きまして、岡崎委員さん、お願いします。

◇議席番号 16 番 岡崎委員（中村地区担当）

3月 27 日の 11 時頃に双海の現場を確認しました。そこには苗を育てているハウスがありました。その近辺は畑でした。

本人に会うために 29 日の 12 時頃、自宅に行きましたが不在、30 日の 2 時にも不在。行っても会えないと思ったので 30 日の 6 時 30 分頃、電話をかけましたら、奥さんが「何度も同じことを聞かないでよ」と怒られました。「誰か来たんですか」と聞くと「畠中さんからも同じことを聞かれました」でも一応私は確認する立場だということを説明し、必要事項についてのみ軽く聞きました。譲渡人は親戚で今まで借地として使っていたようです。どこの会社に勤めているのかは分かりませんが、会社にも勤めながら頑張っているそうです。以上です。

◆議長（福留会長）

岡崎委員さん、ご苦労様でございました。

続きまして、推進委員から、意見などはございませんか？

◇宮地委員（中村・具同・東山地区担当）

ありません。

◆議長（福留会長）

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員さんでご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第 1 号議案の農地法第 3 条の規定による許可申請につきまして、採決をいたします。原案に賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第 3 条の規定による許可申請につきまして、原案のとおり許可することといたします。

続きまして、第 2 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請進達について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請進達について説明いたします。

議案に入る前に、議案書の番号2でございますが、本来申請についてくるべき添付書類、金融機関の資金証明が取得するのに時間がかかるって今回間に合わないということで、2番につきましては、申請代理人より、今回取下げをしたいということで申し出がありました。

そしたら、1番についてご説明させていただきます。

番号1。土地の表示は古津賀池田以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。3月29日、会長と事務局で現地に向かい、東山地区担当の尾崎委員と申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。お手元のタブレットの1、2ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、貸人借人は親子で使用貸借契約を結び住宅を建築するものです。場所については田ノ浦分岐の信号から西へ100メートルほど行った国道の歩道部分に接した農地です。申請地の東側は農地で所有者からは転用の同意を得ています。西、北側は市道、南側は国道の歩道部分となっています。また雑排水については合併浄化槽を設置し、国道の既設側溝へ排水します。これらのことから周辺農地に与える影響は無いものと思われます。

申請地は第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない他の農地（第2種農地）であり転用が許可できる土地ということあります。

なお、本申請は転用許可前に住宅を建築しており、始末書付きでの申請となっております。

番号3。土地の表示は古津賀四反タ以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。3月29日、会長と事務局で現地に向かい、東山地区担当の尾崎委員と申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。お手元のタブレットの5、6ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、駐車場をつくるものです。場所については野並動物病院の隣地の農地です。申請地の北、東側は県道、西、南側は宅地となっています。また雨水については、県道の既設排水側溝へ排水します。これらのことから周辺農地に与える影響は無いものと思われます。

申請地は第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない他の農地（第2種農地）であり転用が許可できる土地ということあります。

番号4 土地の表示は蕨岡谷ノ前以下地番等、申請者、転用事由とも議案書記載のとおりです。3月29日、会長と事務局で現地に向かい、蕨岡地区担当の谷崎委員と申請代理人立会いのもと現地確認を行いました。お手元のタブレットの7、8ページ及び前のスクリーンをご覧ください。この度、駐車場をつくるものです。場所については有友ビニールから東へ40メートルほど行った所の農地です。申請地の北、東側は申請譲渡人所有農地、西側は宅地、南側は県道となっています。雨水については、県道の既設側溝へ排水します。これらのことから周辺農地に与える影響は無いものと思われます。

申請地は第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない他の農地（第2種農地）であり転用が許可できる土地ということあります。以上です。

◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1・3番の関係委員」お願いします。

◇議席番号17番 尾崎委員（東山地区担当）

17番、東山地区の尾崎です。1番について、意見を言わさせていただきます。

3月29日、農業関係者並びに申請関係者等で現地確認を行いました。場所は事務局の発表どおりです。

この申請については先に事務局が発表したように既に家が建っており、始末書も出ているということです。周りについては親の農地と道路に面しており、農地への悪影響はありません。問題はないと思いますのでよろしくお願いします。

次に3番について、これも同じく確認に行きました。場所も事務局の発表どおりです。転用目的は駐車場だそうです。駐車場が手狭になったので、大きくしたいということです。周りは道路と自分の宅地になっているので、農地への影響はありませんのでこれも何ら問題はないと思います。以上です。

◆議長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇宮地委員（中村・具同・東山地区担当）

1番、3番ともに毎日通る場所ですが、特に問題はないと思います。以上です。

◆議長（福留会長）

「4番の関係委員」お願いします。

◇議席番号6番 谷崎委員（蕨岡地区担当）

6番、蕨岡担当の谷崎です。3月29日、事務局、会長、申請代理人と現地確認をしてきました。事務局の説明のとおりで、場所は蕨岡農協の西隣にある有友ビニールが駐車場にするための売買、転用の案件です。別に問題はないと思いますので、よろしくお願いします。

◆議長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇東委員（富山・蕨岡地区）

譲受人のお父さんに話を聞いたんですけど、現在も駐車場として借りている場所ということで別に問題はないと思います。以上です。

◆議長（福留会長）

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請進達について、採決をいたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第5条の規定による許可申請進達につきまして、原案のとおり許可申請進達することといたします。

続きまして、第3号議案 非農地証明書の交付について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

第3号議案 非農地証明書の交付について説明します。議案書は5ページになります。

番号1。土地の表示は、大字 安並 以下議案書記載のとおりです。願人、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましても、議案書記載のとおりです。

番号1につきましては、3月29日、会長、事務局で現地に向かい、願人の代理人、東山地区担当の尾崎委員立ち会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレットの9ページ及び10ページをご覧ください。

本市の非農地証明事務処理要領に基づき、耕作放棄されてから10年以上経過している農地であり、農地への復旧は困難な土地と判断しましたので、非農地証明については可能と考えます。

続きまして番号2。土地の表示は、大字 久保川 以下議案書記載のとおりです。願人、当該地が非農地となった時期及び事由等につきましても、議案書記載のとおりです。

番号2につきましては、3月29日、会長、事務局で現地に向かい、大川筋地区担当の弘田委員立ち会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレットの11ページ及び12ページをご覧ください。

本市の非農地証明事務処理要領に基づき、人為的に転用されてから15年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められるため、非農地証明については可能と考えます。以上です。

◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1番の関係委員」お願いします。

◇議席番号17番 尾崎委員（東山地区担当）

17番、東山地区の尾崎です。3月29日に農業委員会関係者並びに申請関係者等で現地確認を行いました。

申請の土地については写真のように50年以上前より耕作放棄され、周りは2メートル以上埋め立てられていた土地です。田に入る道はもともとありませんでしたので、今でもあしも茂り、荒れています。この先トラクタ一等による復元は困難だと思いますので、問題はないと思います。以上です。

◆議長（福留会長）

「2番の関係委員」お願いします。

◇議席番号8番 弘田委員（大川筋地区担当）

8番、大川筋の弘田です。ここは道路沿いにお店として建てられたものをそのまま相続したもので、申請人にも成り立ちは分からぬそうです。長年宅地に使われておられます、耕作地に戻せるものではありませんので、よろしくお願いします。

◆議長（福留会長）

以上で関係委員のご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第3号議案 非農地証明書の交付について、一括採決いたします。原案に賛成の委員は举手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、非農地証明書の交付につきまして、原案のとおり交付することといたします。

続きまして、第4号議案 市長より諮問のありました農用地利用集積計画（案）について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○ 事務局

それでは第4号議案の農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定について、市長より農業委員会に四万十市農用地利用集積計画書（案）について諮問がありましたので説明いたします。

議案書は6ページ、農用地利用集積計画書（案）は7ページになります。

それでは1番について説明いたします。借受人は中筋地区において、果樹栽培を予定している農地所有適格法人です。今回の申請は、新規の申請です。貸付人は4名、申請地については、議案書記載のとおりです。場所につきましては、お手元のタブレットの13ページ及び前のスクリーンをご覧ください。利用権の種別は貸借権の設定です。賃貸借期間は令和3年4月7日から令和13年4月6日までの10年間となっています。

以上、借受人は農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号イ 耕作の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められることの要件を満たしております。

続きまして2番について説明いたします。借受人は東中筋地区において、水稻を栽培している認定農家です。今回の申請は、新規の申請です。貸付人は1名、申請地については、議案書記載のとおりです。場所につきましては、お手元のタブレットの14ページ及び前のスクリーンをご覧ください。利用権の種別は賃貸借権の設定です。賃貸借期間は令和3年4月7日から令和8年4月6日までの5年間となっています。

以上、借受人は農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号イ 耕作の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められること。口 耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることの各要件を満たしております。

続きまして3番ですが、借受人が高知県農業公社ですので、農地中間管理事業にかかる案件となります。本議案では貸付人が農地中間管理事業を利用することについての是非を審議することになります。議案書は6ページ、農用地利用集積計画書（案）は8ページになります。

それでは3番を説明いたします。借受人は高知県農業公社で、貸付人は5名、申請地は議案書記載のとおりです。場所につきましては、お手元のタブレットの15~17ページ及び前のスクリーンをご覧ください。利用権の種類は使用貸借権及び賃貸借権の設定となっております。貸借期間は貸付地により令和3年4月7日から令和13年4月6日までの10年間と令和3年4月7日から令和18年4月6日までの15年間にそれぞれなっております。

◆議 長 （福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1番・2番の関係委員」お願いします。

◇議席番号13番 清水委員（中筋・東中筋地区担当）

13番、東中筋・中筋地区担当の清水です。1番、2番ですが、事務局の説明のとおりでございます。

1番は、最近、生ノ川地区では非耕作地が増え、地権者たちが話し合って今回借受人に利用権設定をしたということでございました。

2番ですが、水稻農家で認定農業者なので問題はありませんのでよろしくお願いします。以上です。

◆議長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇濱田委員（中筋・東中筋地区担当）

1番ですが、生ノ川地区は耕作放棄地が100パーセントくらいのところで貸し付ける人たちも喜んでいるみたいです。

2番も問題ないと思いますのでよろしくお願ひします。

◆議長（福留会長）

「3番の関係委員」お願ひします。

◇議席番号17番 尾崎委員（東山地区担当）

17番、東山地区担当の尾崎です。農地集積計画案と利用配分計画案について意見を言わさせていただきます。

申請人については、昨年の総会にて発表、その際承認をいただいた人です。

前回、別の案件にて農業委員会事務局に問い合わせたところ、私の任期中に一度でも承認された案件については借受人が借受適格者であるか等の再度の本人確認は不要とのことでしたので、農地集積案については深くは聞きませんでしたが、前回と同じということです。利用配分については、その土地を利用したいから申請したということです。農地については、畠中委員にも聞きましたが、問題ないということですので、全体的に問題はないです。以上です。

◇議席番号13番 清水委員（中筋・東中筋地区担当）

問題ございません。今までずっと耕作してきて中間管理機構に貸し付けるということです。

◇議席番号15番 正木委員（具同地区担当）

3番の内の農業公社のところの具同の土地で、問題ございません。

◇議席番号16番 岡崎委員（中村地区担当）

4月1日の9時20分頃、自宅で面談しました。「私の方からお願ひしているんですから問題ないです。」とのことです。そしてその際に、借受人にもお会いしたと言っていました。

以下、借受人については正木委員からお願ひします。

◇議席番号15番 正木委員（具同地区担当）

楠島の土地については、東中筋地区担当の清水さんにも見ていただきまして、前から耕作しているということで、問題ございません。

◆議長（福留会長）

ありがとうございました。

下田地区の畠中委員さんは今日は欠席でございますが、この案件は問題ないという連絡が入っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、推進委員から、意見などはございませんか？

◇濱田委員（中筋・東中筋地区担当）

問題ないのでよろしくお願ひします。

◇宮地委員（中村・具同・東山地区担当）

特に問題はないと思います。

◇小野委員（下田・八束地区担当）

問題ないと思います。

◆議長（福留会長）

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第4号議案 農用地利用集積計画（案）につきまして、一括採決いたします。原案に賛成の委員は举手をお願いいたします。

～～～ 農業委員《全員挙手》 ～～～

◆議長（福留会長）

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農用地利用集積計画（案）につきまして、これを適当と認め、答申することといたします。

続きまして、第5号議案 市長より諮問のありました農用地利用配分計画（案）について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○ 事務局

第5号議案の農用地利用配分計画（案）について説明いたします。議案書は、9ページになります。

本議案については、高知県農業公社に中間管理権を設定した農地を、地域のどの耕作者に転貸するか、また転貸される耕作者の選定が適切であるかどうかをお諮りするものです。

それでは、議案書の 10 ページをご覧ください。こちらが農用地利用配分計画の案になります。左側に農地の出し手と農地の詳細が記載され、右側が貸付先の耕作者になります。場所は議案書記載のとおりです。

1 番、右側の貸付先ですが、四万十市具同の認定農業者に転貸する案となっております。農地の位置・現況等についてですが、お手元のタブレットの 15 ページ及び前のスクリーンをご覧下さい。1 番の農業者が選定された理由につきましては、議案書 11 ページの借受選定理由書をご覧ください。

続いて、2 番、右側の貸付先ですが、四万十市具同の扱い手農家に転貸する案となっております。農地の位置・現況等についてですが、お手元のタブレットの 16 ページ及び前のスクリーンをご覧下さい。2 番の農業者が選定された理由につきましては、議案書 12 ページの借受選定理由書をご覧ください。

続いて、3 番、右側の貸付先ですが、四万十市古津賀の扱い手農家に転貸する案となっております。農地の位置・現況等についてですが、お手元のタブレットの 17 ページ及び前のスクリーンをご覧下さい。3 番の農業者が選定された理由につきましては、議案書 13 ページの借受選定理由書をご覧ください。

農地中間管理事業において、農地の配分を検討する際は、農地中間管理機構に農地の受け手として登録している経営体全員に順位をつけ、評価の高い経営体を選定することとなっております。その選定経緯を示したもののがこの借り受け選定理由書です。

対象農地と農業経営を行っている位置関係や希望条件との適合性、貸付者の意向を考慮いたしまして、最上位の者が最適であると選定し、議案書のとおり同経営体を貸し付け相手先として提案しています。以上です。

◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「1 番の関係委員」お願いします。

◇議席番号 15 番 正木委員（具同地区担当）

15 番、具同地区担当の正木です。借受人になっている方が具同地区の方ですので、報告します。

土地については先ほど話したように東中筋の農業委員さんに現地確認をしていただきました。前から作っているということですので、問題ございません。

◇議席番号 13 番 清水委員（中筋・東中筋地区担当）

問題ありません。

◆議長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇濱田委員（中筋・東中筋地区担当）

問題ないです。

◇宮地委員（中村・具同・東山地区担当）

問題ありません。

◆議長（福留会長）

続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「2番の関係委員」お願いします。

◇議席番号15番 正木委員（具同地区担当）

15番、具同地区担当の正木です。この借受人についても地区の担い手となっている農業者です。

土地についてはこの借受人の所有の土地の隣ということで借り受けすることにしたということでございます。

使用貸借ということになっておりますけれども、これは後日決めるということになっているそうですので、よろしくお願いします。以上です。

◆議長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇宮地委員（中村・具同・東山地区担当）

ございません。

◆議長（福留会長）

続きまして、関係委員のご意見をお伺いします。

「3番の関係委員」の畠中委員さんは欠席ということで、問題ないという連絡が入っております。

東山の尾崎委員さん、ご意見無いでしょうか。

◇議席番号17番 尾崎委員（東山地区担当）

東山地区の尾崎です。さっきも言ったように、前回の時も周りを借りております。その関係で、この土地は勝手がいいので借りたいという意向で出しております。以上です。

◆議長（福留会長）

推進委員から、意見などはございませんか？

◇小野委員（下田・八束地区担当）

ありません。

◇宮地委員（中村・具同・東山地区担当）

ありません。

◆議長（福留会長）

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員でご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第5号議案 農用地利用配分計画（案）につきまして、採決いたします。原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農用地利用配分計画（案）につきまして、これを適当と認め、答申することいたします。

続きまして、報告事項がございますので事務局よりお願いいたします。

○事務局

形状変更の届が1件出ておりますので報告いたします。議案書と一緒に送付しておりました、別紙の「報告事項 形状変更届出について」をご覧ください。

変更届につきましては、本市の農地の形状変更取扱要領第3条により届けを受理した場合には農業委員会総会で報告することとされておりますので、本日、報告するものです。

番号1、土地の表示及び届出人は記載のとおりです。届出事由は、埋立をしてブッシュカンを植えるためとのことです。変更期間は、令和3年3月1日から令和3年9月30日となっております。

なお、届出よりも前に埋め立てを行っていたため、始末書付きとなっております。以上です。

◆議長（福留会長）

最後に、その他 委員の方から何かございませんか。

○事務局

もう一つ報告があります。

◆議長（福留会長）

事務局どうぞ。

○事務局

去る3月総会の利用権設定における審議の中で議案番号2（土地 双海ワニ石1771番 畑 1000m² 賃貸借期間10年間 作物 果樹）が条件付きで承認になっていましたが、貸付人と借受人に確認しましたところ、作物について議案書記載のとおりであり、問題はなかったことを確認しましたのでご報告申し上げます。

◆議長（福留会長）

最後に、委員の方から何かございませんか。

無いようでございますので、以上で本定例会に付議されました議案は、すべて終了いたしました。

これにて閉会といたします。どうもありがとうございました。

四万十市農業委員会総会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

令和3年4月7日

議長 福留宣彦

署名委員 井上清子

署名委員 安藤久徳